

令和8年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	専決処分について 専決第4号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する採用試験及び昇任試験に関する事務において、令和8年3月31日をもって村上市及び南魚沼市が脱退することに伴う規約の変更について、新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	令和8・9年度の保険料について、所得割率、均等割額及び令和8年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金に係る規定を定めるとともに、国の制度改正に伴う保険料の賦課限度額、賦課総額の計算方法及び低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うため、所要の改正を行うもの
3	令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	<p>国庫支出金を活用し、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等の取組に係る所要額を増額するほか、出産育児支援金の減額と合わせて、特別高額医療費共同事業拠出金及び過年度保険料還付金の精算に係る所要額を増額するもの</p> <p>【補正前】 310,966,380 千円 【補正額】 17,100 千円 【補正後】 310,983,480 千円</p>
4	令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	【歳入歳出総額】 1,723,616 千円
5	令和8年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	【歳入歳出総額】 324,646,116 千円

議案第 1 号関係

専決処分について

専決第 4 号

新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 専決処分について

専決第 4 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 規約変更の理由

新潟県市町村総合事務組合と構成市町村等が共同で処理する採用試験及び昇任試験に関する事務において、令和 8 年 3 月 31 日をもって村上市及び南魚沼市が脱退することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

2 専決処分とした理由

当該規約の変更に際し、新潟県市町村総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を令和 8 年 1 月 16 日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため

以上の理由により、令和 7 年 11 月 25 日付けで専決処分を行ったもの

別紙 新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係) (略)		別表第1 (第2条関係) (略)	
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1～3 (略)		1～3 (略)	
4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	阿賀野市、魚沼市、胎内市 (略)	4 地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	村上市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市 (略)
5～16 (略)		5～16 (略)	
<p><u>附 則</u> この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>			

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

令和 8・9 年度の保険料について、所得割率、均等割額及び令和 8 年度から賦課徴収する子ども・子育て支援金に係る規定を定めるとともに、国の制度改正に伴う保険料の賦課限度額及び低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うため、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

(1) 保険料の賦課額の改定（第 5 条）

保険料の賦課額について、基礎賦課額（以下、「医療分」という。）及び子ども・子育て支援納付金賦課額（以下、「子ども分」という。）を定める。

(2) 医療分の保険料率の改定（第 10 条）

医療分の被保険者均等割額を 44,200 円から 49,200 円に引き上げる。

(3) 子ども分の保険料率の追加（第 10 条の 2 から第 10 条の 6 まで及び第 13 条の 2）

子ども分の保険料率の算定方法を定める。また、子ども分の保険料率を次のとおり定める。

- ・所得割率 0.0026
- ・被保険者均等割額 1,354 円

(4) 医療分の保険料賦課限度額の引き上げ（第 11 条）

医療分の賦課限度額を 80 万円から 85 万円に引き上げる。

(5) 子ども分の保険料賦課限度額の追加（第 11 条の 2）

子ども分の賦課限度額を 2 万 1 千円と定める。

(6) 保険料軽減判定基準額の見直しによる軽減対象者の拡充（第 15 条）

保険料軽減判定基準額を次のとおり引き上げる。

- ・均等割 5 割軽減の対象者に乗ずる金額を 30 万 5 千円から 31 万円に引き上げる。
- ・均等割 2 割軽減の対象者に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げる。

(7) 令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減免の特例の追加（附則第 3 条）

令和 8 年度及び令和 9 年度において、医療分の均等割 7 割軽減の対象者に

係る均等割額について、当該年度分の保険料に係る均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができることを定める。

(8) その他所要の整理

3 施行日

令和8年4月1日

議案第2号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第5条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額</u>とする。</p> <hr/> <p>2 <u>前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額</u></p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第5条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額</u></p> <hr/> <p>とする。<u>ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p>

は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

4 前2項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(基礎賦課額の所得割額)

第6条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令

第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第10条までの規定により当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の所得割額)

第6条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高

齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条から第10条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額

額が、第11条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実にであると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) (略)

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2・3 (略)

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第7条 第5条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第8条 第5条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(基礎賦課額の所得割率)

第9条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、0.0861とする。

が、第11条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実にであると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) (略)

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2・3 (略)

(保険料の被保険者均等割額)

第7条 第5条の被保険者均等割額は、第13条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第8条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第9条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、0.0861とする。

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第10条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、49,200円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第10条の2 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条、この条本文、次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第13条の2第2号の所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、こ

(均等割額)

第10条 令和6年度及び令和7年度の均等割額は、44,200円とする。

れを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0026とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,354円とする。

(基礎賦課額の賦課限度額)

第11条 第5条第1項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

(保険料の賦課限度額)

第11条 第5条の賦課額は、80万円を超えることができない。

第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

(基礎賦課総額)

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第117

(保険料の賦課総額)

第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第117

条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入の額（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額

条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く_____。）のための収入の額_____の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額

に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の2 法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額
(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条、第10条の2から第10条の6まで及び第11条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。))に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険

に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

- (1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者

(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

- (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2

(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

- (2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2

以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(普通徴収の際の保険料賦課の特例)

第21条 第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができ

以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に30万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(普通徴収の際の保険料賦課の特例)

第21条 保険料の所得割額
 _____の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができ

ない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

ない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）

第3条 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の本則第15条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（本則第5条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

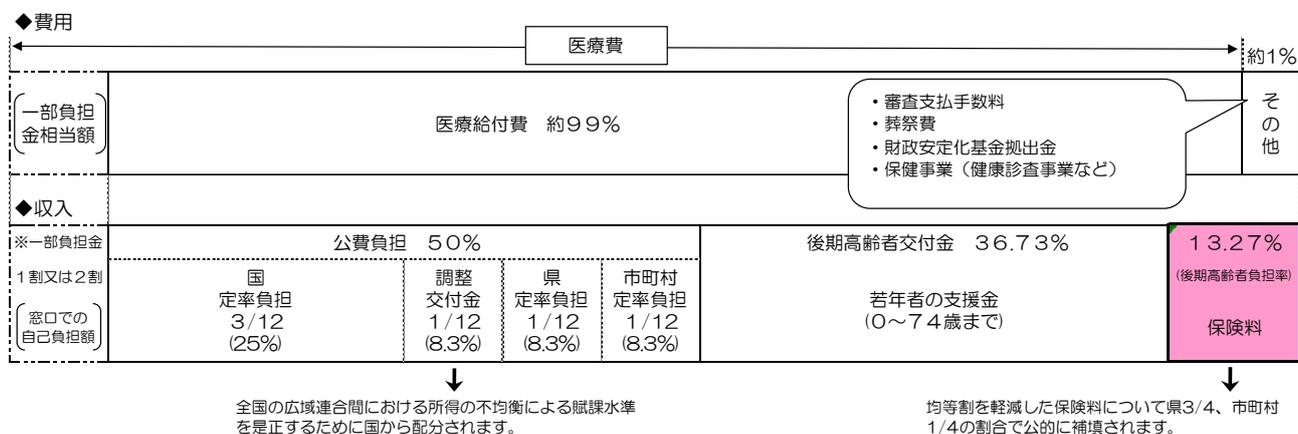
(1) 保険料率の改定 (医療分)

■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)
- ・今年度は令和8年度及び令和9年度の保険料率について見直しを行いました。国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて試算した結果、保険料率の引き上げを必要とする結果となりました。

■医療費と財源

- ・高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料率は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2年ごとに見直しを行います。今回は、高齢者負担率の増、医療給付費の増及び出産育児支援金の増(令和6・7年度は経過措置で1/2)等によって、保険料率が上昇しました。



※ 窓口負担3割負担の場合、公費負担はなく、「後期高齢者交付金」で賄われています。

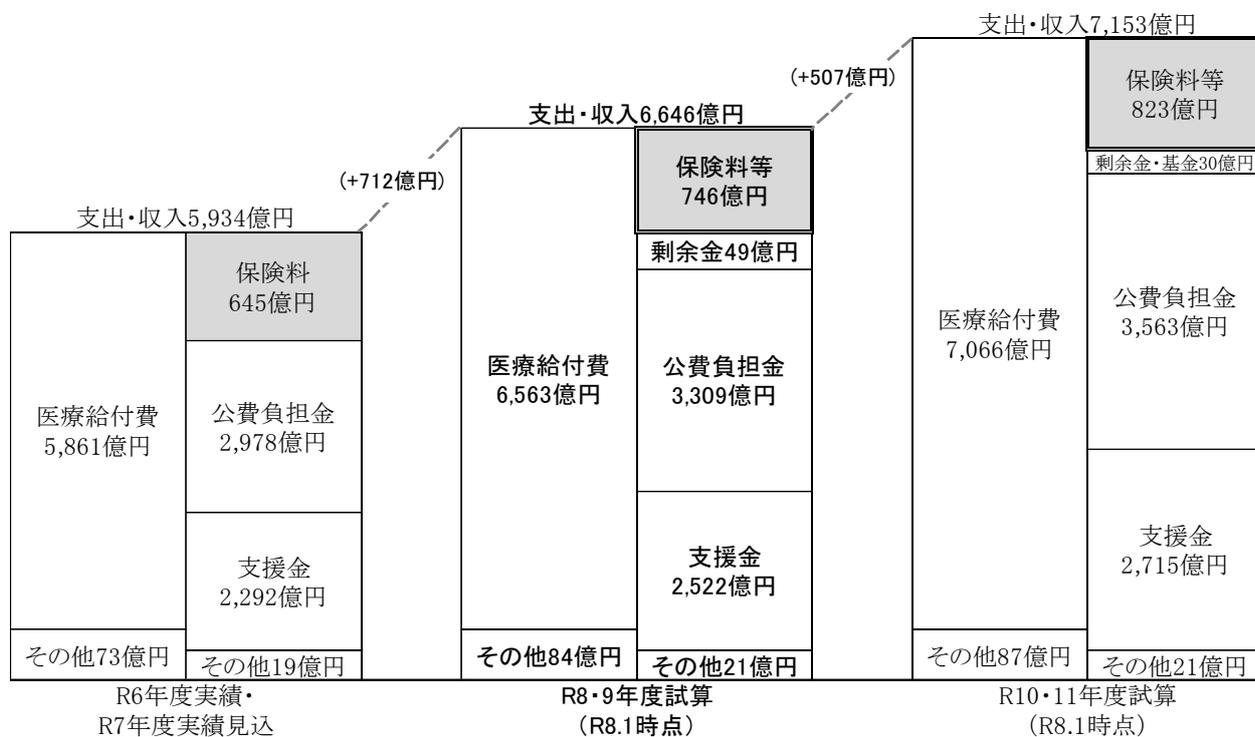
■算定の条件

- 被保険者数は、団塊の世代の年齢到達後も、被保険者数の増加傾向を予測
R8年度伸び率 1.40%
R9年度伸び率 1.24%
- コロナ禍の受診控えは解消し、直近の実績を基に増加を予測
R8年度伸び率 3.27%（医療費）、3.92%（給付費）
R9年度伸び率 5.13%（医療費）、5.29%（給付費）
- 診療報酬改定による給付費への影響：+2.22%
R8年度 +1.54%
R9年度 +2.90%
- 後期高齢者負担率の増加：12.67% → 13.27%
- 子ども・子育て支援金（R8から）：10.4 億円/年
- 出産育児支援の経過措置の終了：2.6 億円/年 → 5.2 億円/年
- 保険料賦課限度額
医療分：80 万円 → 85 万円
子ども分：2.1 万円
- 均等割と所得割の比率：均等割 56・所得割 44 → 均等割 55・所得割 45
- 医療分均等割7割軽減対象者へのさらなる軽減の実施：7 割軽減 → 7.2 割軽減
- 医療財政調整基金(剰余金) R7年度末残高見込み：69 億円
- 財政安定化基金 R7年度末残高見込み：40 億円

	R 6 年度 実績	R 7 年度 実績・予測	R 8 年度 予測	R 9 年度 予測	R 10 年度 予測	R 11 年度 予測
被保険者数 (前年度との比較)	399,667人 102.67%	409,285人 102.41%	415,032人 101.40%	420,161人 101.24%	424,102人 100.94%	427,866人 100.89%
1人当たり医療費 (前年度との比較)	778,663円 100.32%	798,292円 102.52%	824,406円 103.27%	866,688円 105.13%	876,777円 101.16%	891,926円 101.73%
1人当たり医療給付費 (前年度との比較)	712,333円 100.45%	736,561円 103.40%	765,408円 103.92%	805,899円 105.29%	820,491円 101.81%	838,171円 102.15%
医療給付費総額 (前年度との比較)	2,847億円 103.13%	3,015億円 105.90%	3,177億円 105.37%	3,386億円 106.58%	3,480億円 102.78%	3,586億円 103.05%
後期高齢者負担率	12.67%	12.67%	13.27%	13.27%	-	-

■算定結果

(ア) 収支の見込み



- 令和8・9年度においては、令和7年度末剰余金残高の約7割である49億円を収入に充てることにより、保険料率上昇幅を抑制します。
- 剰余金の残額（20億円）と新潟県設置の財政安定化基金（40億円）は、次回令和10・11年度以降の医療費の増加等を見据え、今回は活用しません。

(イ) 新保険料率案（医療分）

均等割額	<u>49,200円</u>	…	+5,000円
所得割率	<u>8.61%</u>	…	±0.00ポイント
平均保険料			
（軽減前）	<u>89,588円</u>		
（軽減後）	<u>70,228円</u>		

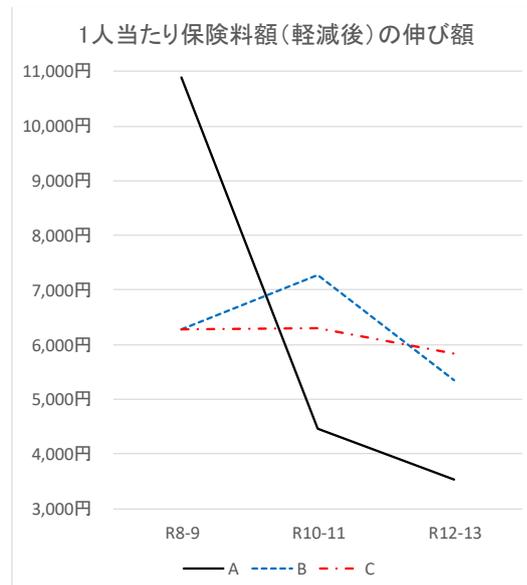
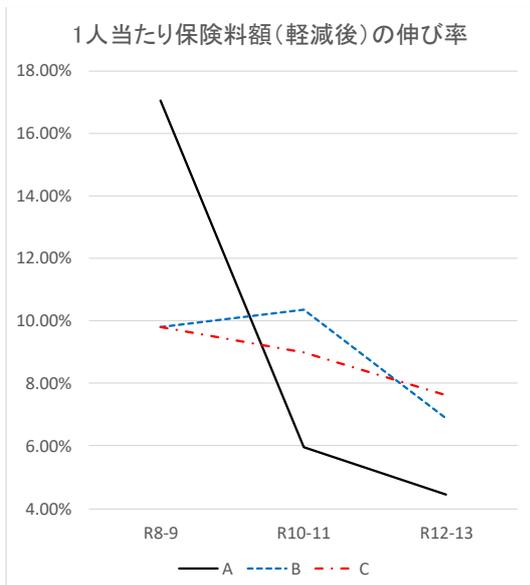
(参考) 剰余金を活用した場合の算定結果の比較

試算パターン	剰余金・基金投入額 上段:剰余金、下段:基金			令和8・9年度試算 【】: 現行との差(数値) (): 現行との差(割合)			
	R7年度末投入可能額 剰余金: 69億円 基金: 30億円			均等割額	所得割率	一人当たり保険料額	
	R8・9年度	R10・11年度	R12・13年度			軽減前	軽減後
A	0円	0円	0円	52,400円 【+8,200円】 (+18.55%)	9.26% 【+0.65ポイント】 (+7.55%)	95,462円 【+13,689円】 (+16.74%)	74,844円 【+10,894円】 (+17.04%)
	0円	0円	0円				
B	49億円 (71%)	20億円 (29%)	0円	49,200円 【+5,000円】 (+11.31%)	8.61% 【+0.00ポイント】 (+0.00%)	89,588円 【+7,815円】 (+9.56%)	70,228円 【+6,278円】 (+9.82%)
	0円	0円	0円				
C	49億円 (71%)	20億円 (29%)	0円	49,200円 【+5,000円】 (+11.31%)	8.61% 【+0.00ポイント】 (+0.00%)	89,588円 【+7,815円】 (+9.56%)	70,228円 【+6,278円】 (+9.82%)
	0円	10億円 (33%)	5億円 (17%)				



試算パターン	令和10・11年度試算 【】: R8・9年度試算との差(数値) (): R8・9年度試算との差(割合)			
	均等割額	所得割率	一人当たり保険料額	
			軽減前	軽減後
A	55,100円 【+2,700円】 (+5.15%)	9.70% 【+0.44ポイント】 (+4.75%)	100,499円 【+5,037円】 (+5.28%)	79,302円 【+4,458円】 (+5.96%)
B	53,900円 【+4,700円】 (+9.55%)	9.44% 【+0.83ポイント】 (+9.64%)	98,179円 【+8,591円】 (+9.59%)	77,496円 【+7,268円】 (+10.35%)
C	53,200円 【+4,000円】 (+8.13%)	9.32% 【+0.71ポイント】 (+8.25%)	96,945円 【+7,357円】 (+8.21%)	76,531円 【+6,303円】 (+8.98%)

試算パターン	令和12・13年度試算 【】: R10・11年度試算との差(数値) (): R10・11年度試算との差(割合)			
	均等割額	所得割率	一人当たり保険料額	
			軽減前	軽減後
A	57,400円 【+2,300円】 (+4.17%)	10.06% 【+0.36ポイント】 (+3.71%)	104,724円 【+4,225円】 (+4.20%)	82,835円 【+3,533円】 (+4.46%)
B	57,400円 【+3,500円】 (+6.49%)	10.06% 【+0.62ポイント】 (+6.57%)	104,724円 【+6,545円】 (+6.67%)	82,835円 【+5,339円】 (+6.89%)
C	57,100円 【+3,900円】 (+7.33%)	9.99% 【+0.67ポイント】 (+7.19%)	104,137円 【+7,192円】 (+7.42%)	82,361円 【+5,830円】 (+7.62%)



(2) 子ども・子育て支援金

■概要

- 子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みで、令和8年度から支援金の徴収及び拠出が始まります。
- 令和8年度の後期高齢者医療制度が負担する支援金は、支援金総額の8%となり、広域連合間で被保険者数及び所得の状況に応じて按分され、新潟県後期高齢者医療広域連合が拠出する金額は、約10.4億円の見込みです。

■経過措置

- 支援金総額及び一人当たり保険料（子ども分）は、下表のとおり令和8年度から令和10年度まで段階的に引き上げられます。
- 子ども分の保険料率は、令和8年度分のみ算定します。

※令和9年度分の保険料率は、令和8年度に算定します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援金総額（億円）	6,000	8,000	10,000
一人当たり概算保険料額（子ども分）（円/月）	200	250	350

■新保険料率案（子ども分）

均等割額	<u>1,354円</u>	平均保険料
		(軽減前) <u>2,541円</u>
所得割率	<u>0.26%</u>	(軽減後) <u>2,013円</u>

(3) 改定保険料のモデルケース（単身世帯、年金収入のみの場合）

軽減対象者の区分 (被保険者に占める割合)	収入額	総所得金額等	現行保険料※		新保険料試算※		比較 (月額)
			医療分	子ども分	医療分	子ども分	
均等割 7.2割・7割軽減(約37.2%) (収入額168万円以下)	168.0万円	58.0万円	26,100円	-	26,600円	700円	1,200円増 (100円増)
均等割 5割軽減(約18.0%) (収入額199万円以下)	199.0万円	89.0万円	61,700円	-	64,200円	1,700円	4,200円増 (350円増)
均等割 2割軽減(約11.6%) (収入額225万円以下)	225.0万円	115.0万円	97,300円	-	101,300円	2,600円	6,600円増 (550円増)
均等割 軽減なし(約33.2%) (収入額225万円超)	433.5万円	300.0万円	265,400円	-	270,400円	7,200円	12,200円増 (1,017円増)
賦課限度額到達(約0.6%)	-万円	973.1万円	800,000円 (賦課限度額)	-	850,000円 (賦課限度額)	21,000円 (賦課限度額)	71,000円増 (5,917円増)

※ 100円未満切捨て

■【参考】直近3期における保険料率の他広域連合との比較

		令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度	
均等割額	全国平均	46,987円	47,777円	50,389円	
	新潟県	40,400円(46位)	40,400円(47位)	44,200円(45位)	
	上位	1位	(福岡県) 55,687円	(鹿児島県) 56,900円	(福岡県) 60,004円
		2位	(鹿児島県) 55,100円	(福岡県) 56,435円	(鹿児島県) 59,900円
		3位	(徳島県) 55,000円	(徳島県) 56,044円	(大分県) 59,200円
	下位	45位	(山梨県) 40,490円	(長野県) 40,907円	(新潟県) 44,200円
		46位	(新潟県) 40,400円	(岩手県) 40,900円	(千葉県) 43,800円
47位		(岩手県) 38,000円	(新潟県) 40,400円	(岩手県) 43,800円	
所得割率	全国平均	9.12%	9.34%	10.21%	
	新潟県	7.84%(46位)	7.84%(46位)	8.61%(46位)	
	上位	1位	(北海道) 10.98%	(大阪府) 11.12%	(福岡県) 11.83%
		2位	(福岡県) 10.77%	(北海道) 10.98%	(北海道) 11.79%
		3位	(大阪府) 10.52%	(鹿児島県) 10.88%	(大阪府) 11.75%
	下位	45位	(山梨県) 7.86%	(秋田県) 8.27%	(富山県) 8.82%
		46位	(新潟県) 7.84%	(新潟県) 7.84%	(新潟県) 8.61%
47位		(岩手県) 7.36%	(岩手県) 7.36%	(岩手県) 8.53%	
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	76,764円	77,664円	86,304円	
	新潟県	53,988円(43位)	54,624円(44位)	61,716円(44位)	
	上位	1位	(東京都) 101,052円	(東京都) 104,844円	(東京都) 110,160円
		2位	(神奈川県) 96,252円	(神奈川県) 94,632円	(神奈川県) 105,636円
		3位	(愛知県) 92,568円	(愛知県) 91,116円	(愛知県) 102,660円
	下位	45位	(青森県) 50,940円	(岩手県) 51,228円	(岩手県) 55,524円
		46位	(岩手県) 47,520円	(青森県) 51,204円	(青森県) 55,428円
47位		(秋田県) 47,328円	(秋田県) 49,164円	(秋田県) 52,764円	

- 各保険料率改定時点における厚生労働省公表(4月公表)の「後期高齢者医療制度の保険料率等」に基づき算出
- 令和6・7年度の1人当たり平均保険料額は、激変緩和措置のため年度ごとに金額が異なることから、令和7年度の1人当たり平均保険料を記載

(4) 保険料賦課限度額の引き上げ

■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、賦課限度額の引き上げを行います。

■引き上げの内容及び対象者数の推計

令和8年度から保険料の賦課限度額が、80万円から85万円に引き上げられます。

賦課限度額 85 万円への引き上げの影響
影響人数：約 250 人（賦課限度額が 80 万円と 85 万円の場合の差）
影響金額：約 1.7 億円/年

■施行年月日

令和8年4月1日施行（令和8年度以降の保険料から適用）

(5) 保険料軽減対象者の拡充

■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準（5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

①5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を31万円に引き上げます。

【現行基準】
43万円＋（30万5千円×被保険者数）
＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

【拡充後】
43万円＋（31万円×被保険者数）
＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

②2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を57万円に引き上げます。

【現行基準】
43万円＋（56万円×被保険者数）
＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

【拡充後】
43万円＋（57万円×被保険者数）
＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

■軽減拡充に係る対象人数等の推計

	対象人数	影響額
5割軽減拡充対象者数	1,145人	28,167千円
2割軽減拡充対象者数	237人	2,332千円

■施行年月日

令和8年4月1日施行（令和8年度以降の保険料から適用）

議案第 3 号関係

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)

議案第3号関係資料

議案第3号 令和7年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

【補正額】 17,100千円 追加

【補正理由】 国庫支出金を活用し、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等の取組に係る所要額を増額するほか、出産育児支援金の減額と合わせて、特別高額医療費共同事業拠出金及び過年度保険料還付金の精算に係る所要額を増額するもの

【歳入】 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	103,238,841	17,100	103,255,941	特別調整交付金 17,100
補正されなかった款にかかる額	207,727,539	0	207,727,539	
歳入合計	310,966,380	17,100	310,983,480	

【歳出】 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	2,641,381	17,100	2,658,481	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等事業費補助金 17,100
特別高額医療費共同事業拠出金	116,221	22,483	138,704	特別高額医療費共同事業拠出金 22,483
支払基金拠出金	290,428	△ 33,483	256,945	出産育児支援金 △ 33,483
諸支出金	4,149,499	11,000	4,160,499	保険料還付金 11,000
補正されなかった款にかかる額	303,768,851	0	303,768,851	
歳出合計	310,966,380	17,100	310,983,480	

議案第 4 号関係

令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第4号関係資料

令和8年度 新潟県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算

《歳入歳出予算総額》

17億2,361万6千円（対前年度比：5,929万円減、3.3%減）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	8年度予算	7年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,721,790	1,781,477	△59,687	共通経費負担金 ※P.39参照
国庫支出金	558	710	△152	特別調整交付金
その他の款の計	1,268	719	549	繰越金、諸収入
歳入合計	1,723,616	1,782,906	△59,290	

【歳出予算】

（単位：千円）

款	8年度予算	7年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,722,287	1,781,559	△59,272	一般管理事務費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,650,423
				・事務局運営費 28,539
				・特別会計事務費繰出金 1,621,884
				職員派遣関係経費・・・・・・・・・・・・・・・・ 71,594
その他の款の計	1,329	1,347	△18	・総務課等職員人件費負担金 70,722
				その他経費・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
議会議費、予備費				
歳出合計	1,723,616	1,782,906	△59,290	

【増減の主なもの】

(減)一般管理事務費(総務費)(対前年度比:5,916万4千円減)

市町村間ネットワーク回線の切替及び標準システムクラウド移行関連経費の減に伴う
特別会計予算への繰出金の減

令和8年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

	市町村	共通経費負担金
1	新潟市	541,486
2	長岡市	189,355
3	三条市	72,620
4	柏崎市	62,925
5	新発田市	71,760
6	小千谷市	30,809
7	加茂市	24,763
8	十日町市	44,524
9	見附市	33,829
10	村上市	49,127
11	燕市	60,400
12	糸魚川市	37,156
13	妙高市	28,765
14	五泉市	41,095
15	上越市	138,780
16	阿賀野市	34,191
17	佐渡市	46,352
18	魚沼市	30,885
19	南魚沼市	43,864
20	胎内市	26,312
21	聖籠町	14,732
22	弥彦村	11,241
23	田上町	14,065
24	阿賀町	14,287
25	出雲崎町	9,090
26	湯沢町	12,089
27	津南町	12,825
28	刈羽村	8,738
29	関川村	9,732
30	栗島浦村	5,993
	合 計	1,721,790

議案第 5 号関係

令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号関係資料

令和8年度 新潟県後期高齢者医療広域連合 特別会計予算

《歳入歳出予算総額》

3,246億4,611万6千円(対前年度比:186億9,855万9千円増、6.1%増)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	8年度予算	7年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	63,655,270	56,618,019	7,037,251	
保険料等負担金	38,119,067	32,479,750	5,639,317	保険料徴収分+保険料軽減分負担金
療養給付費負担金	25,536,203	24,138,269	1,397,934	療養給付費負担金
国庫支出金	108,326,049	103,132,122	5,193,927	療養給付費負担金…………… 76,608,610 高額医療費負担金…………… 1,605,753 調整交付金…………… 29,878,908 事業費補助金…………… 229,912 社会保障・税番号システム整備費補助金 2,866
県支出金	27,141,956	25,638,855	1,503,101	療養給付費負担金…………… 25,536,203 高額医療費負担金…………… 1,605,753
支払基金交付金	122,065,302	117,182,083	4,883,219	後期高齢者交付金
繰入金	2,991,371	2,898,319	93,052	事務費繰入金…………… 1,621,884 医療財政調整基金繰入金…………… 1,369,487
その他の款の計	466,168	478,159	△11,991	特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、繰越金、諸収入
歳入合計	324,646,116	305,947,557	18,698,559	

【歳出予算】

(単位:千円)

款	8年度予算	7年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,697,954	1,736,755	△38,801	総務管理費…………… 1,697,954 ・業務一般管理事務費 167,258 ・医療給付経費 713,392 ・電算システム経費 763,173 ・医療費適正化推進事業費 8,848
保険給付費	319,906,265	302,589,792	17,316,473	療養諸費…………… 300,052,304 ・療養給付費 290,313,097 ・療養費 1,824,922 ・食事・生活療養費 4,121,821 ・訪問看護療養費 2,929,289 ・審査支払手数料 862,322 高額療養諸費…………… 18,478,811 ・高額療養費 18,171,445 その他医療給付費…………… 1,375,150 ・葬祭費 1,375,150
保健事業費	1,259,160	1,158,559	100,601	健康診査事業費…………… 778,921 ・健康診査業務委託料 705,204 ・歯科健診業務委託料 50,003 その他健康保持増進事業費…………… 480,239 ・低栄養・重症化予防業務委託料 16,297 ・一体的実施委託料 354,820 ・特別対策補助金 106,790
その他の款の計	1,782,737	462,451	1,320,286	特別高額医療費共同事業拠出金、支払基金拠出金、諸支出金、予備費
歳出合計	324,646,116	305,947,557	18,698,559	

【増減の主なもの】

- (増)保険給付費(対前年度比:173億1,647万3千円増)
1人当たり医療費の上昇及び被保険者数の増加に伴う増
- (増)支払基金拠出金(その他の款の計)(対前年度比:13億1,683万5千円増)
出産育児支援金の拠出率の増及び子ども・子育て支援納付金の開始に伴う増
- (減)電算システム経費(総務費)(対前年度比:6,231万2千円減)
市町村間ネットワーク回線の切替及び標準システムクラウド移行関連経費の減
- (減)業務一般管理事務費(総務費)(対前年度比:854万5千円減)
指定金融機関との協定に基づく公金取扱手数料の減
- (減)医療費適正化推進事業費(総務費)(対前年度比:974万2千円減)
ジェネリック医薬品差額通知の発送通数等の減

令和8年度予算における市町村保険料等負担金・療養給付費負担金見込一覧

(単位:千円)

	市町村	保険料等負担金		療養給付費 負担金
		徴収分 【医療分】+【子ども分】	保険基盤安定負担金 【医療分】+【子ども分】	
1	新潟市	10,642,095	2,589,791	8,735,191
2	長岡市	3,578,446	937,951	2,806,031
3	三条市	1,346,397	362,560	1,045,780
4	柏崎市	1,119,511	306,584	971,197
5	新発田市	1,187,321	341,900	1,035,221
6	小千谷市	495,482	137,840	420,638
7	加茂市	350,631	116,390	305,567
8	十日町市	747,395	245,199	693,591
9	見附市	485,105	162,702	472,804
10	村上市	809,674	268,157	795,072
11	燕市	1,101,433	284,341	842,389
12	糸魚川市	636,813	191,598	603,893
13	妙高市	449,169	122,083	388,242
14	五泉市	588,320	223,446	646,967
15	上越市	2,585,614	666,167	2,208,061
16	阿賀野市	474,325	157,990	453,871
17	佐渡市	801,915	259,541	712,148
18	魚沼市	474,007	143,244	462,267
19	南魚沼市	724,504	183,149	620,790
20	胎内市	381,019	111,795	355,212
21	聖籠町	122,293	40,585	115,314
22	弥彦村	105,200	27,293	82,833
23	田上町	153,343	48,929	143,259
24	阿賀町	152,388	65,929	198,259
25	出雲崎町	65,949	22,505	56,330
26	湯沢町	137,392	35,032	96,593
27	津南町	132,979	44,454	133,517
28	刈羽村	59,537	12,724	40,999
29	関川村	68,308	26,262	89,047
30	粟島浦村	4,718	1,643	5,120
合 計		29,981,283	8,137,784	25,536,203
		38,119,067		